

第3期 特定健康診査等実施計画

(2018年度～2023年度)

アサヒグループ健康保険組合

2018年9月

目 次

	ページ
1.背景および趣旨	2
2.健康保険組合の現状	2
3.特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項	3
(1)特定健康診査の基本的考え方	3
(2)特定健康診査の実施にかかわる留意事項	3
(3)特定保健指導の基本的考え方	3
(4)特定健康診査等に関する記録の保管	3
4.第3期特定健康診査・特定保健指導取り組み方針	4
(1)基本方針	4
(2)目標と具体的施策	4
5.達成目標（40歳以上の対象者に対する達成目標）	5
(1)特定健康診査の実施にかかわる目標	5
(2)特定保健指導の実施にかかわる目標	5
6.特定健康診査の対象者数（40歳以上）	6
(1)対象者数	6
7.特定健康診査・特定保健指導の実施方法	7
(1)特定健康診査	7
(2)特定保健指導	7
(3)周知・案内方法	7
(4)特定保健指導対象者の選定の方法	8
8.個人情報の保護	8
9.特定健康診査等実施計画の公表・周知	8
10.特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8
11.その他	8
<参考>若年層（30歳～39歳）の対象者に対する達成目標	9
1.達成目標	9
(1)特定健康診査の実施にかかわる目標	9
(2)特定保健指導の実施にかかわる目標	9
2.特定健康診査の対象者数	9
(1)対象者数	9

1. 背景および趣旨

我が国は国民皆保険のもと、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより、医療制度を持続可能なものにするため、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、2008年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することになりました。

本計画では、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めたものです。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、2018年度より6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めます。

2. 健康保険組合の現状

当健保組合は、アサヒグループホールディングス株式会社およびそのグループ会社が事業所として加入しており、2018年度の事業所数は30で約6割が東京に所在しています。業務上全国をカバーするため被保険者及び被扶養者も全国に分散しています。2018年4月1日現在健保組合に加入している被保険者は15,105人で平均年齢は42.5歳、男性が全体の78%を占めています。被扶養者は16,357人で、女性が66%を占めています。当健保組合の特定健康診査・特定保健指導は被保険者が30歳以上、被扶養者が35歳以上を対象としています。国が定める40歳以上75歳未満が占める人数は、被保険者が7,639人、被扶養者が4,343人となります。

2017年度の40歳以上の特定健康診査の実施人数はいずれも任意継続者を含んでおり、被保険者で9,269名、被扶養者で3,344名が受診しています。なお当健保組合は、次項(2)―②で説明しているように、被保険者は法定より若い30歳から、被扶養者は35歳から実施しており、2017年度の特定健康診査の実施人数は、被保険者で12,428名、被扶養者で3,923名となっています。

当健保組合は事業主との共同事業として、年1回を原則とし30歳以上の被保険者を対象に生活習慣病予防健診を、40歳以上の特定の年齢に達する者に対して人間ドックを実施しています。被扶養者の健康診査は、35歳以上75歳未満を対象に（一財）日本健康文化振興会に委託し、同会が運営するヘルスネット事業を利用して実施します。

特定健康診査実施人数

(人)

		被保険者	被扶養者	合計
2017年度 40歳以上	対象者	9,596	4,461	14,057
	受診者	9,269	3,344	12,613
2017年度 被保険者30歳以上 被扶養者35歳以上	対象者	13,004	5,255	18,259
	受診者	12,428	3,923	16,351

3. 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

(1) 特定健康診査の基本的考え方

内臓脂肪に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は予防が可能であり、発症した後でも血糖や血圧をコントロールすることにより、重症化を予防することが可能であるという考え方に基づき、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことで、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けた明確な動機付けに繋げるものである。

(2) 特定健康診査の実施にかかわる留意事項

①実施にあたり

被保険者は、当健保組合と事業主の共同事業として実施する生活習慣病予防健診および人間ドックをもって特定健康診査とし、受診促進を図りデータの受領・管理を行う。被扶養者は、(一財)日本健康文化振興会に委託し、同会が運営するヘルスネット事業を利用しデータの受領・管理を行う。

②実施対象年齢

当健保組合の被保険者は仕事柄、酒類・飲料・食品の摂取量が多い傾向があり、30歳代よりメタボリックシンドロームの該当および予備群の比率が世間より高いため、早目の年代から「自分の健康は自分で守る」ことを自覚してもらうため、特定健康診査・特定保健指導を法定の40歳より早い30歳から実施する。被扶養者についても、リスクを考慮して35歳から実施する。

③第3期(2018年度)からの変更点

国は2017年度の実績から、各保険者別に実施率を公表する。

糖尿病腎症の重症化予防を推進するため、医師が必要と認める場合には「血清クレアチニン検査」を実施する。歯科口腔の保健指導や受診勧奨の端緒となるよう、質問票に「食事をかんで食べる時の状態」に関する質問を追加する。

(3) 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群への保健指導の第1目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのため特定保健指導では、対象者自身が健診結果を理解し、自ら生活習慣を変え自己管理ができるように支援することにある。

(4) 特定健康診査等に関する記録の保管

データ作成の日の属する年度から5年を経過するまでの期間とする。

4. 第3期特定健康診査・特定保健指導取組み方針

(1) 基本方針

- ①アサヒグループの健康推進に向けた基本的な考え方にに基づき、コラボヘルス推進により特定健康診査・特定保健指導を通じて、生活習慣病予防対策、重症化予防対策に積極的に取り組み、加入者の健康増進、ならびに医療費適正化を目指す。
- ②特定保健指導は、事業主サイドの負荷や費用対効果等を勘案しながら、実施サイクル及び対象者の範囲を効率的に決定した上で実施率を向上させていく。実施にあたっては、階層化レベルの改善やメタボリックシンドローム基準該当者減少等の質的な向上を目指す。
- ③若年層のメタボリックシンドロームの該当者が多いことから、30代から特定健診・若年層向けの保健指導を実施し、早期に生活習慣の改善を図らせ健康への関心度を高めていく。

(2) 目標と具体的施策

- ①特定健診実施率を92.4%へ向上
 - ・被保険者の現状の特定健診率をさらに向上させると共に、被扶養者健診の実施率を向上させるため、案内ツールの見直し、受診勧奨の実施及び勤務先等での健診結果を提供させる等の工夫をし、全体として2018年度の実施率は90.1%以上を目指す。
- ②特定保健指導による階層化レベル改善率を40%以上目指す。
 - ・第3期は実施率の向上を図るため、第3期は改善率40%以上を目指す。また、若年層や、新たな発現者を優先した指導を行い、将来の生活習慣病のリスクを早期に防ぐことにつなげていく。
- ③特定保健指導サイクルの見直し
 - ・第3期は、実施率の向上を図るため対象者の選定方法を変更する。第1期は前半3年に1回、後半2年に1回のサイクルで実施、第2期は原則として4年に1回を目途に対象者を選定していたが、第3期からは3年に1回のサイクルで実施とする。また、第2期までは35歳を特定保健指導の対象としていたが、第3期からは若年層(30歳~39歳)と40歳以上でプログラムを分けて実施する。2018年度は若年層が約240名、40歳以上は830人の合計1,070人程度となる見込み。
- ④特定保健指導の円滑な運用
 - ・特定保健指導がスケジュール通り円滑に実施できるよう委託業者との連携を強化する。
 - ・現場担当者のリピーター(特定保健指導を複数回受けた人)への保健指導に関する案内に多くの労力が必要となっているため、業務負担を見直す。
 - ・若年層の保健指導については、事業主の負荷を軽減させるため、初回面談から継続支援まですべてを委託業者で実施する。
 - ・事業所別に特定保健指導結果をフィードバックし、今後の対応等に役立ててもらう。
- ⑤特定保健指導の効果的運用方法の追求
 - ・初回面接の遠隔面談、アプリ対応など、より効果の上がる保健指導の在り方を調査、研究していく。
- ⑥特定保健指導に連動した広報活動の推進

- ・喫煙は重大な健康リスクとなる。禁煙に関する広報活動、事業主の協力を得た禁煙サポートや受動喫煙対策を推進する。
- ・ホームページでの健康情報発信の強化と、モバイルやアプリの活用で利用者の利便性向上を目指す。

5. 達成目標（40歳以上の対象者に対する達成目標）

(1) 特定健康診査の実施にかかわる目標

2018年度における特定健康診査の実施率を90.1%とする。

この目標を達成するために、2018年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
被保険者	97	97	98	98	98	98
被扶養者	75	75	76	77	78	80
被保険者＋被扶養者	90.1	90.1	91.1	91.4	91.8	92.4

(2) 特定保健指導の実施にかかわる目標

階層化レベルの改善や、メタボ基準該当者減少等の質的向上を目指す。2018年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

(被保険者＋被扶養者)

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上 特定健診対象者（人）	14,250	14,678	15,118	15,572	16,039	16,520
特定保健指導対象者数 （推計）	2,770	2,830	2,673	2,566	2,264	2,088
実施率（％）	30	30	35	35	40	45
特定保健指導実施者数	831	849	936	899	905	940

6. 特定健康診査の対象者数（40歳以上）

(1) 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者	9,800	10,094	10,397	10,709	11,030	11,361
目標実施率(%)	97	97	98	98	98	98
目標実施者数	9,506	9,791	10,189	10,494	10,809	11,134

被扶養者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者	4,450	4,584	4,721	4,863	5,009	5,159
目標実施率(%)	75	75	76	77	78	80
目標実施者数	3,338	3,438	3,588	3,745	3,907	4,127

被保険者＋被扶養者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者	14,250	14,678	15,118	15,572	16,039	16,520
目標実施率(%)	90.1	90.1	91.1	91.4	91.8	92.4
目標実施者数	12,844	13,229	13,777	14,239	14,716	15,261

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者	14,250	14,678	15,118	15,572	16,039	16,520
動機付け支援対象者	1,164	1,241	1,225	1,215	1,093	1,026
実施率(%)	30	30	35	35	40	45
実施者数	349	372	429	426	437	462
積極的支援対象者	1,606	1,589	1,448	1,351	1,171	1,062
実施率(%)	30	30	35	35	40	45
実施者数	482	477	507	473	468	478
保健指導対象者計	2,770	2,830	2,673	2,566	2,264	2,088
実施率(%)	30	30	35	35	40	45
実施者数	831	849	936	899	905	940

※ 2018年度の特定保健指導実施率の国からの目標値は、基本的に55%とされているが、例外が認められており、当健保組合の特性や予算の制約を考慮して、実現性の高い目標値を設定した。

7. 特定健康診査・特定保健指導等の実施方法

(1) 特定健康診査

①一般被保険者の受診方法

健診の予約から精算業務まで予約代行機関の㈱バリューHRに委託して実施する。

特定健康診査を兼ねている生活習慣病予防健診および人間ドックの検査項目は、労働安全衛生法に定める検査項目も包含しており、その該当する検査の費用は事業主負担、その他の検査項目部分の費用は当健保組合負担としている。

②任意継続被保険者および被扶養者の受診方法

当健保組合が(一財)日本健康文化振興会に委託して、同会が運営するヘルスネット事業(全国の契約医療機関の中から希望の医療機関を選んで健診を受診する)を利用して実施する生活習慣病予防健診の実施を以って特定健診の実施とする。

③実施項目

実施項目は、現在実施している生活習慣病予防健診、または人間ドックとする。(標準的な健診・保健指導プログラムの健診項目は全て網羅されている。)

④実施時期

被保険者の実施時期は、原則4月～翌年3月までとする。任意継続者および被扶養者の実施期間は原則7月から12月とする。

⑤健診データの受領方法・保管

一般被保険者の健診結果は、予約代行機関(㈱バリュー)を通じデータ化を図り、事業主の健診結果システム(HSS)を介して電子データを随時受領し、特定健診データとして健保組合で保有する。

任意継続被保険者および被扶養者は、健診代行機関(一財)日本健康文化振興会より電子データで受領し、健保組合で保有する。

⑥委託先

一般被保険者⇒予約代行を(㈱バリュー)HRに委託し、全国約200か所の医療機関を利用する。(見直すことも有る)。

任意継続被保険者および被扶養者⇒(一財)日本健康文化振興会。

(2) 特定保健指導

①一般被保険者の実施方法

事業主の事業所に保健師、看護師が配置されている場合は、初回面接を事業主の保健師、看護師に委託する。但し面接後のフォロー等は外部業者に委託する。また、事業所に保健師、看護師が配置されている場合でも、事業所によっては初回面接を含めてすべて外部業者に委託する場合もある。事業所に保健師、看護師が配置されていない場合は、初回面接を含めてすべて外部業者に委託する。(委託先は別紙の通り)

初回面談の最終実施時期は、該当年度の4月までとする。

②任意継続被保険者および被扶養者の実施方法

外部業者に委託する。(委託先は別紙の通り)

(3) 周知・案内方法

周知は、事業主への実施案内を通知するとともに、当健保組合機関誌等やホームページに掲載して行う。

(4) 特定保健指導対象者の選定の方法

被保険者の特定保健指導の対象者となった40歳以上の者に対して、3年以内に1回の実施を目途に対象者を選定する。

8. 個人情報の保護

アサヒグループ健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守し、当健保組合および委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健保組合職員に限る。外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

9. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページに掲載して行う。

10. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年健康管理事業推進委員会において見直しを検討する。また、2021年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととする。

11. その他

特定保健指導に係る事業所に所属する保健師等については、当健保組合として特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

<参考>若年層（30歳～39歳）の対象者に対する達成目標

当健保組合は、特定健診・特定保健指導を法で定める対象者「40歳～74歳」の範囲を拡大して、「30歳～74歳」で実施する。参考までに「30歳～39歳」を対象とする「達成目標」および「対象者数」については次のとおり記載する。

1. 達成目標（30歳～39歳の対象者に対する達成目標）

(1) 特定健康診査の実施にかかわる目標

目標実施率 (％)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
被保険者	97	97	98	98	98	98
被扶養者	75	75	76	77	78	80
被保険者＋被扶養者	93	93	94	94	94	94

(2) 特定保健指導の実施にかかわる目標

目標実施率（被保険者＋被扶養者） (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
被保険者 30歳～39歳 被扶養者 35歳～39歳 特定健診対象者 (人)	4,000	3,922	3,806	3,734	3,654	3,616
被保険者 30歳～39歳 被扶養者 35歳～39歳 特定保健指導対象者数 (人)	805	907	878	857	777	684
実施率 (％)	30	30	30	30	30	30
特定保健指導実施者数	241	273	263	257	234	205

2. 特定健康診査等の対象者数

(1) 対象者数

① 特定健康診査

被保険者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
30歳～39歳対象者	3,300	3,201	3,105	3,012	2,952	2,893
目標実施率 (％)	97	97	98	98	98	98
目標実施者数	3,201	3,105	3,043	2,952	2,893	2,835

被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
35歳～39歳対象者	700	721	701	722	702	723
目標実施率(%)	75	75	76	77	78	80
目標実施者数	525	541	533	556	548	578

被保険者＋被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
被保険者30歳～39歳対象者 被扶養者35歳～39歳対象者	4,000	3,922	3,806	3,734	3,654	3,616
目標実施率(%)	93	93	94	94	94	94
目標実施者数	3,726	3,646	3,576	3,508	3,441	3,413

② 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
被保険者30歳～39歳対象者 被扶養者35歳～39歳対象者	4,000	3,922	3,806	3,734	3,654	3,616
動機付け支援対象者	370	456	452	449	414	370
実施率(%)	30	30	30	30	30	30
実施者数	111	137	135	135	125	111
積極的支援対象者	435	451	426	408	363	314
実施率(%)	30	30	30	30	30	30
実施者数	130	136	128	122	109	94
保健指導対象者計	805	907	878	857	777	684
実施率(%)	30	30	30	30	30	30
実施者数	241	273	263	257	234	205

以上

特定保健指導の委託先

2018年10月現在

1. 株式会社ベネフィットワン・ヘルスケア
2. SOMPOヘルスサポート株式会社
3. 株式会社ニッセイコム
4. 株式会社フィッツプラス
5. 株式会社エスエムエス（2018年度より若年層の対象者を委託）

以上

【変更履歴】

版数	変更年月日	主な変更点
初版	2018年9月28日	